

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

徳島厚生年金 事案206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月20日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和48年4月20日となっており、同年4月は厚生年金保険に未加入となっていた。

当該事業所には昭和48年4月末日まで勤務しており、退職後の同年5月25日に支給された給与からも厚生年金保険料が控除されていることから、厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日とするべきであると考えている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び当時の同僚の供述から、申立人が昭和48年4月30日まで申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認することはできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案207

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月20日に支給された賞与において、標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月20日

年金記録を確認したところ、勤務先のA社において平成15年12月20日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社発行の申立人の平成15年12月分の賞与支給明細書の記録により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る平成15年12月分の社会保険料増減内訳書、賞与保険料算出内訳書等において、同年12月分の社会保険料告知額には、申立人の賞与から控除された保険料額は含まれていないことが確認できるとともに、申立事業所名義の預金通帳の取引履歴を確認したところ、16年2月2日付けで15年12月分の社会保険料告知額と同額の保険料が口座振替されていることなどから、社会保険事務所は、申立人の15年12月20日に支給された賞与に係る標準賞与額（6万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

私は、大学に在籍していた申立期間当時、A市区町村の実家（親元）を離れ、B市区町村に住んでいた。

当時、実家に住んでいた両親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと、後に、父親から聞いたことがある。

未加入（未納）とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父親は高齢のため納付状況等を聴取することができず、母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月から同年6月ごろに夫婦連番で払い出されていることが推認できるのみで、申立人の供述内容から、申立人は申立期間において、A市区町村又はB市区町村のいずれかに住民登録していたと考えられるが、A市区町村が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未加入期間であることが確認できる上、B市区町村においては、申立人の国民年金加入をうかがわせる形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を申立人の両親が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年6月1日まで
社会保険事務所の調査で夫の標準報酬月額が後から訂正されていることを知った。申立期間の標準報酬月額は9万2000円となっているが、当時は自宅用の銀行口座に毎月20万円ずつ給与が振り込まれていた。当該期間の報酬月額は20万円だったと思われるので、実際に支払われていた報酬に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年6月1日より後の日付である同年8月27日に、申立期間の標準報酬月額を20万円から9万2,000円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は既に死亡しており事情を聴取することができないが、A社の経理担当従業員は、「申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことから、申立人が社会保険事務所に相談に訪れた際、標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、保険料の滞納を解消できる旨の示唆を受けた。」と供述していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承服していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年9月まで

私は、昭和50年4月、A事業所に就職した。看護学校に通いながら免許を取得し、昭和55年9月まで勤務した。事業主の勤務証明書もあり、当時の同僚の名前も記憶している。

A事業所に勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び事業主の勤務証明書から、申立人が、申立期間について、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所が厚生年金保険適用事業所であったのは昭和57年9月1日から平成元年7月26日までの期間であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所で無いことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚について、厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できず、当該同僚の連絡先も不明であり、当時の状況を確認することはできない。

さらに、新規適用時において加入した複数の従業員は、「事業所が適用事業所となるまでは、保険料控除は無かった。」旨の供述をしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。